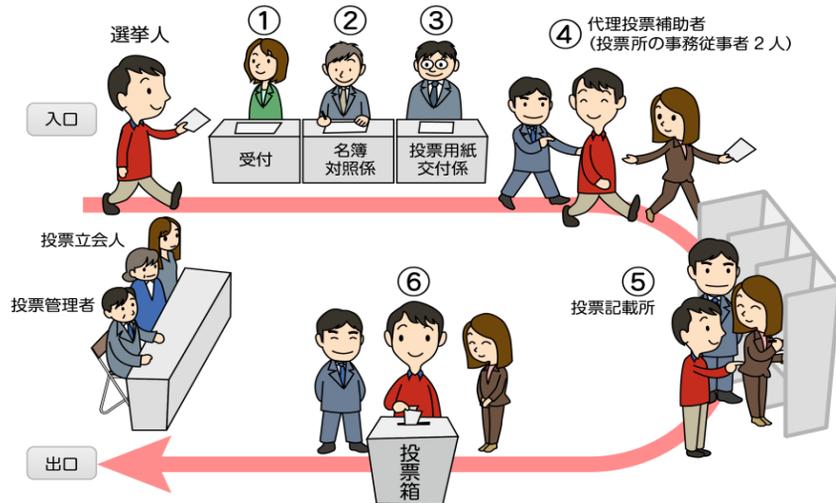


# 障がいのある方等への投票支援（代理投票）

障がいや病気、けがなどで、ご自分で投票用紙に書くことが難しい方は代理投票ができます

- ご自分で投票用紙に書くことが難しい場合に、投票所の職員が支援します。1人の職員が投票する方の意思を確認し、投票用紙に候補者の氏名等を記載（代筆）します。もう1人の職員はこれに立ち合い、投票する方が指示したとおりに候補者名等が記載されているかを確認します。
- 代理投票をご希望の方は、投票所の職員にお申し出ください。

## ～代理投票の流れ～



	投票される方	職員の対応	ポイント
① ② 受付	(1) 受付にいる職員に入場整理券を渡します。 「代理投票希望」と申し出るか、「代理投票申請書」（次ページ参照）を受付に渡します。	(2) 名前を呼ぶ等で本人であることを確認します。※特に否定するしぐさがない限り、投票用紙交付係に案内します。	
③ ④ 投票用紙の交付	(1) 投票用紙を受け取ります。	(2) 職員2名がそばにつき案内します。	● ご本人が不安になったりする場合には、特例として付き添いが認められますが、投票記載台では少し離れてお待ちいただきます。手をつないでいないと不安になられる場合には、ご家族や付添人が投票記載台を背に後ろ向きになって、手をつないでください。
⑤ 投票記載台	(2) 投票記載台の「候補者名一覧」から投票したい候補者等を指差しなどの方法（※）で職員に伝えます。	(1) 「誰に投票しますか？」と聞きます。 (3) 職員の1名が候補者名等を記載します。もう1名の職員が立ち合います。 (4) 記載した投票用紙を見せて、「これで良いですか？」と聞きます。	※ どの候補者等に投票するか の意思確認の方法については、投票する方の状況に応じて様々なものが考えられます。次ページの「代理投票を行う際の注意点」をお読みください。
⑥ 投票箱	(2) 職員から渡された投票用紙を投票箱に入れます。自分で投票箱に入れられない場合には、職員がお手伝いします。	(1) 職員が投票箱まで一緒に案内します。	

## ○代理投票を行う際の注意点

- ◆ 代理投票は、ご自分で投票用紙に書くことが難しい場合に、投票所の職員に記載を依頼することができる制度です。投票する方本人の意思に基づき代筆を行うものであるため、どの候補者等に投票したいのかを、意思表示（下記参照）することが必要です。
- ◆ 意思表示の方法は、投票する方の状況に応じて様々なものが考えられます。投票する方の意思の確認方法について、どのような方法であればご本人が候補者氏名等を指示できるか、職員がお手伝いする際にどのようなことに配慮すべきか、投票所の職員にお伝えください。

### 【意思表示の方法（例）】

- 記載台に貼ってある候補者の一覧表から、投票したい候補者の氏名を指でさして職員に伝える。
  - 投票したい候補者の氏名等を、口頭で職員に伝える。
  - 職員が記載台に貼ってある候補者の一覧表の氏名を順に指でさす又は読み上げるので、投票したい候補者のところで返事やうなずき、まばたきなどで応じる。
  - 選挙公報を切り抜いたものやメモを持参するなどして、記載台で職員に提示し投票の意思を示す。
- ◆ 選挙人の家族や付き添いの方は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合には、投票所に入ることができます。ただし、投票記載台で投票手続きに関与すること（誰に投票するか指示したり記載した内容を確認したりすること）はできません。また、選挙人の家族や付き添いの方は、代筆することはできませんのでご注意ください。
- ※公職選挙法で代理投票の補助者は投票所の選挙事務従事者から選ぶことが決められています。

## ○代理投票申請書を事前にご用意いただくとお手続きがスムーズです

- ◆ 小金井市選挙管理委員会事務局のホームページに掲載している、「代理投票申請書」をご用意いただき、入場整理券と一緒に持ちいただくと、代理投票の意思確認がスムーズに行えます。
- ◆ 職員にお手伝いしてほしい事や、どのような意思表示が可能かを、「代理投票申請書」に書いて来ていただくことも可能です。

問合せ先  
小金井市選挙管理委員会事務局  
電話：042-387-9881  
FAX：042-386-2783

